

○西川町水道給水条例施行規則

(昭和44年3月27日規則第8号)

改正 昭和56年9月21日規則第8号 昭和59年3月19日規則第6号
平成10年3月23日規則第6号 平成12年3月24日規則第11号
平成15年3月17日規則第4号 平成16年3月15日規則第1号
平成20年3月17日規則第5号 平成28年3月23日規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、西川町水道給水条例(平成10年3月町条例第12号。以下「条例」という。)第42条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の所有権の異動及び撤去)

第2条 給水装置の所有権に異動が生じた場合は、当事者連署の上、遅滞なく町長に届出なければならない。

2 前項の届出に前所有権者の連署を得られないときは、その事由を述べて町長の承認を得なければならない。

3 給水装置の所有権者が、その装置を撤去しようとするときは、町長の指示によらなければならない。

第3条 削除

(工事の申込)

第4条 条例第9条第2項の規定により利害関係人の同意書の提出を要する場合は、次のとおりとする。

(1) 他人の家屋又は土地内に給水装置を設置しようとするとき。

(2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。

(3) その他町長が必要と認めるとき。

(工事費の算出)

第5条 条例第13条第3項の規定による工事費の算出は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 材料費は、町長が定める材料単価表による。

(2) 労力費は、町長が定める労務単価表による。

(3) 道路復旧費は、道路管理者が定める道路復旧方法により、町長が定める額とする。

(4) 間接経費は、次のとおりとする。

ア 運搬費 その都度定める。

イ 諸経費、現場管理費、一般管理費、設計費及び道路使用申請料 別に定める。

(給水制限停止の予告)

第6条 条例第17条第2項の規定により、給水制限又は停止しようとするときは、文書又は口頭をもって予告する。

(給水量の認定)

第7条 条例第26条の規定による給水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 量水器に異常があったときは、量水器取替後の使用量を基準として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。

(2) 積雪その他の事由により量水器の点検が不可能の場合は、その事由が消滅

してから点検の上認定する。

- (3) 量水器が設置されていないとき、漏水その他の事由により使用水量が不明なときは、使用水量を認定する月の前3箇月又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定する。

(料金)

第8条 水道使用の休止又は廃止の届出がないときは、水道を使用しない場合でも条例第24条の規定による料金を徴収する。

- 2 料金徴収後、その料金算定に錯誤があったときは、翌月以後の料金徴収の際に過不足を精算する。ただし、給水装置の使用を休止又は廃止の届出のあった者の料金については、速やかに過不足を精算する。

(料金の算定の特例)

第9条 条例第26条の規定による量水器の点検ができないときの料金の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 使用日数が15日以内の場合は、前月分の料金の2分の1の額
(2) 使用日数が16日以上の場合は、前月分の1箇月分の料金の額
2 量水器の点検が不可能の場合は、その事由発生の前月分と同額を毎月徴収し、その事由が消滅してから点検し精算するものとする。

(臨時使用の場合の概算料金の額及び精算)

第10条 条例第29条の規定による料金の概算額は、使用目的、期間及び業態等を考慮して認定する。

(料金、手数料の減免)

第11条 条例第32条の規定による料金、手数料の減免を受けようとする者は、その事由を記載し町長に申請しなければならない。

(料金賦課に対する不服申立)

第12条 水道料金の算定について誤針又は錯誤があると認めるときは、その配付を受けた日から15日以内に不服申立をすることができる。

(給水装置及び量水器の点検並びに集金職員の身分証明)

第13条 量水器の点検又は給水装置、給水の状況及び水道使用等の集金に従事する職員は、身分証明書を携帯しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第14条 条例第39条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の左欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- 2 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水

道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(届出等の様式)

第15条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第4条第3号の規定による私設消火栓設置の申込書 別記様式第1号
- (2) 条例第5条の規定による代理人の選定届 別記様式第2号
- (3) 条例第6条の規定による管理人の選定届 別記様式第3号
- (4) 条例第9条第1項の規定による申込書 別記様式第4号
- (5) 条例第10条第2項の規定による工事竣工後の完了届 別記様式第5号
- (6) 条例第19条第1項の規定による量水器保管の保管証書 別記様式第6号
- (7) 条例第20条の規定による届出書
 - ア 専用栓使用届(開始、休止、廃止のとき。) 別記様式第7号
 - イ 共用栓使用届(開始、休止、廃止のとき。) 別記様式第8号
 - ウ 臨時栓使用届 別記様式第9号
 - エ 所有者又は使用者の異動届 別記様式第10号
- (8) 条例第21条第2項の規定による消火栓の使用届 別記様式第11号
- (9) 条例第22条第1項の規定による検査請求書 別記様式第12号
- (10) 第13条の規定による身分証明書 別記様式第13号

附 則

(施行期日)

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年9月21日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月19日規則第6号)

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
(西川町簡易水道分担金の額を定める規則の一部改正)
- 2 西川町簡易水道分担金の額を定める規則(昭和42年10月町規則第6号)の一部を次のように改正する。
[次のよう]略

附 則(平成10年3月23日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の西川町水道給水条例施行規則の規定は、施行日以後に受付する給水装置工事から適用し、施行日前に受付した給水工事については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月24日規則第11号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月17日規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月15日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月17日規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号

私設消火栓設置申請書

[別紙参照]

様式第2号

代理人選定(異動)届

[別紙参照]

様式第3号

管理人選定(異動)届

[別紙参照]

様式第4号

給水装置工事申込書

[別紙参照]

様式第5号

給水装置工事完了届

[別紙参照]

様式第6号

量水器保管証書

[別紙参照]

様式第7号

専用栓使用(開始・休止・廃止)届

[別紙参照]

様式第8号

共用栓使用(開始・休止・廃止)届

[別紙参照]

様式第9号

臨時栓使用届

[別紙参照]

様式第10号

給水装置(所有者・使用者)異動届
[別紙参照]

様式第11号
消火栓使用届
[別紙参照]

様式第12号
給水装置の機能、水質検査請求書
[別紙参照]

様式第13号
身分証明書
[別紙参照]